（発電用原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第二十条の三　発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　変更の内容

四　変更の理由

五　工事を伴うときは、その工事計画

（発電用原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合）

第二十条の四　法第四十三条の三の二十二第二項に規定する政令で定める場合は、発電用原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第二十条の五　法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　使用の目的

四　発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

五　発電用原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地

六　発電用原子炉施設の位置、構造及び設備

七　発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八　使用済燃料の処分の方法

九　発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十　発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限）

第二十条の六　法第四十三条の三の三十一第三項に規定する政令で定める期間は、二十年とする。ただし、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）については、五十七年から当該既設発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの期間を控除した期間とする。

第四十六条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第六十条第一項中「七十六人」を「二百二十四人」に改め、同条第四項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同条第五項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同条第六項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第六十二条第一項第一号中「発電用原子炉以外の原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同項第二号及び第三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「第二十六条第二項」を「第四十三条の三の八第三項若しくは第四項」に、「第三十二条第二項」を「第四十三条の三の十九第二項」に改め、同項第四号及び第五号中「原子炉（）」を「試験研究用等原子炉（）に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同項第七号及び第八号中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に、「第四十三条の三の三第四項」を「第四十三条の三の三第四項」に改め、同項第九号中「原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉に係るものに限る」を「試験研究用等原子炉であつて研究開発段階にあるものに係るものを除く」に改める。

第六十三条第一項の表第一号及び第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第六号中「原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）」を「試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）、発電用原子炉施設」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、「除く。）」の下に「、発電用原子炉施設」を加え、同号を同表第六号とし、同表第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉」に、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三　発電用原子炉のうち原子力規制委員会が告示で定めるもの（以下「特定発電用原子炉」という。）に係る核物質防護規定について法第四十三条の三の二十七第一項の認可をする場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官

第六十三条第二項の表第一号中「原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者」に改め、同表第二号中「原子炉で」を「試験研究用等原子炉で」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同表中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同表第四号中「原子炉又は」を「試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は」に、「前三号」を「前各号」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三　特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見	国家公安委員会及び海上保安庁長官

第六十四条の表第一号中「原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「原子炉に係る旧原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等」に改め、同表第二号中「原子炉で」を「試験研究用等原子炉で」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同表中第十三号を第十六号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同表第四号中「原子炉で」を「試験研究用等原子炉で」に、「原子炉設置者（当該原子炉）を「試験研究用等原子炉設置者（当該試験研究用等原子炉）」に、「原子炉に係る旧原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等」に、「原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉若しくは原子炉」を「試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉」に改め、同号を同表第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定発電用原子炉以外の発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該発電用原子炉を設置しようとする者及び当該発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）又は当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉若しくは発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	国家公安委員会

第六十四条の表第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に、「原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉」に改め、同号を同表第四号とし、同号の次に次の一号を加える。